

野洲市地域公共交通計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、「野洲市地域公共交通計画策定業務委託」に係る受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市地域公共交通計画策定業務委託
- (2) 業務内容 野洲市地域公共交通計画策定業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結後から令和6年3月31日まで

3. 見積上限額

12,518,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって予定価格ではない。

4. 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

5. 予定スケジュール

- 令和5年5月2日（火） 募集開始
- 令和5年5月16日（火） 質問受付期限
- 令和5年5月19日（金） 質問に対する回答最終日
- 令和5年5月26日（金） 参加申込書提出期限
- 令和5年5月31日（水） 企画提案書等の提出期限
- 令和5年6月7日（水） プレゼンテーション審査
- 令和5年6月中旬 審査結果の送付
- 令和5年6月中旬 契約締結

※日程は変更する場合がある。

6. 参加資格

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 提案した事業内容を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 滋賀県及び野洲市において指名停止期間中の者でないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 法人及びその役員が、野洲市暴力団排除条例（平成23年野洲市条例第22号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

7. 関係資料の配布方法

- (1) 野洲市ホームページからのダウンロードを原則とする。
- (2) 掲載期間
 - 令和5年5月2日（火） 午後5時から
 - 令和5年5月26日（金） 午後5時まで
- (3) 掲載資料
 - ア 野洲市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領
 - イ 野洲市地域公共交通計画策定業務委託 仕様書
 - ウ 野洲市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
 - エ 野洲市地域公共交通計画策定業務委託 質問書（様式第2号）

8. 説明会

本プロポーザルに関する説明会及びヒアリングは実施しない。

9. 参加申込書の手続きについて

- (1) 参加申込書の提出
 - 本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書を理解したうえで、次の書類を提出すること。なお、野洲市物品供給、役務提供者一覧表に登録された者は、(2)の添付書類を省略することができる。
 - ア 公募型プロポーザル参加申込書 1部（様式第1号）
 - イ 業務実績調査 1部（様式第3号）
 - ウ 会社案内及び会社概要（組織においては、体制等が分かる資料）
 - エ 決算書（直近事業年度の貸借対照表と損益計算書が掲載されているもの）
- (2) 添付書類
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - イ 個人にあつては、身分証明書
 - ウ 国税、地方税の納税証明書
- (3) 提出期限
 - 令和5年5月26日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
 - 野洲市地域公共交通会議事務局（野洲市市民部協働推進課内）
 - 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
- (5) 提出方法
 - 持参（平日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）によ

り、提出期限必着のこと。

10. 質疑・回答について

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第2号）により提出

※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。

(2) 提出期限

令和5年5月16日（火）午後5時（必着）

(3) 提出先

野洲市地域公共交通会議事務局（野洲市市民部協働推進課内）

(4) 回答方法

令和5年5月19日（金）午後5時までに電子メールにて回答する。

11. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書

原則A4サイズで作成するものとし、必要に応じてA3サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴じとする。

提出部数は、正本1部、副本11部とするが、副本には社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。

枚数・様式等は問わないが、以下、「12. 企画提案の内容」に示す内容を記載すること。また、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めすこと。

作成に用いる文字サイズは12ポイント以上とする。なお、図表における文字サイズは適宜のサイズとしてよい。

提出は、日本工業規格A4サイズで20頁程度とし、原則カラーとする。なお、A3サイズでの折り込みは可能とし、その場合はA4サイズで2頁分と換算する。

イ 見積書

A4サイズ（様式は任意）により1部提出すること。これには、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

また、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。

ウ 業務工程表

A4サイズで作成するものとするが、必要に応じてA3サイズでも可とする。また、提出は正本1部、副本11部とし、社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。

(2) 提出方法

持参（平日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出期限必着のこと。

(3) 提出期限

令和5年5月31日(水) (必着)

(4) 提出先

野洲市地域公共交通会議事務局(野洲市市民部協働推進課内)

12. 企画提案の内容

(1) 業務全般に関する取組方針

企画提案の全体概要や委託業務の実施方針、計画策定において留意すべき事項について記載すること。また、提案内容全般に係るアピール点(事業効果を高めるための工夫や独自提案等)があれば記載すること。

(2) 検討地域の現況整理

地域の現状、公共交通の概況、地域のニーズ等を収集するための調査方法や収集するデータについて、提案内容を記載すること。

(3) 検討地域の公共交通の課題整理

地域公共交通の現状を整理した上での、問題点や課題を記載すること。

(4) 交通計画の基本的方針および目標、事業メニューの検討

上記の課題等を踏まえて、検討地域において基本的方針として据えるべき事項、目標として用いるべき指標、特に重要だと想定される施策について、提案内容を記載すること。また、目標達成に向けたスケジュールを記載すること。

(5) その他独自提案

上記に示す内容のほか、目標達成のために実施したい独自提案があれば記載すること。

(6) 業務の執行体制

業務の実施に係る統括責任者、主任および副主任などの人員体制や組織の構成、担当者の有する資格等について記載すること。

(7) 同種業務の受託実績や地域公共交通に対する精通度

過去5か年程度において、地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)の策定や地域公共交通に関する調査研究の実績など、提案を行う法人および担当者において、地域公共交通の現状分析や課題解決策に対する精通度を示す事項があれば記載すること。

13. 事業者の選定について

(1) 審査方法について

企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類及びプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施する。(新型コロナウイルスの感染状況に応じて上記のプレゼンテーションは、非対面方式で行う場合がある。その場合の詳細については、別途通知を行うものとする。)

また、審査については、選定審査項目について技術提案の内容を評価し、各審査項目について、5段階の絶対評価で点数をつける。

(特に優れている、優れている、普通、やや不十分、不十分)

(2) 審査（提出書類およびプレゼンテーション審査）

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。

ア 開催概要

開催日：令和5年6月7日（水）15：30～（詳細は別途通知）

※時間は変更する場合がある。

イ 参加人数・時間

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、提案書にて届け出た統括責任者、主任および副主任など実務を担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

ウ プレゼンテーションに要する時間

1者あたり、概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

エ プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションに必要なプロジェクタとスクリーンの機材については委員会で用意するが、その他の備品については、必要に応じて提案者が用意すること。

オ 評価方法

審査委員には提案者名を開示せず、以下の基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に勘案し、提案内容を評価する。

予定価格の範囲内において、各審査員による評価の総合点が最も高い提案者を契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

① 組織評価（配点15点）

- ・同種業務等の業務実績（実績数、規模等）、地域公共交通に対する精通度
- ・本業務を遂行するための体制、十分な経験や能力を有する者の配置

② 提案内容評価（配点80点）

- ・業務内容の理解度、目的達成に向けた方針およびスケジュール設定
- ・地域の現状、公共交通の概況、地域のニーズ等を収集するための調査方法や収集するデータ項目、地域の特性を把握するための提案
- ・本市の地域公共交通の現状を整理した上で、特性を踏まえ、的確な課題抽出、対応策の検討手法に関する提案
- ・公共交通網の再編に必要な改善や利便性向上策についての効果的な提案
- ・その他、目的達成に向けた独自提案

③ コスト評価（配点5点）

- ・提案内容の適切な積算、経費の妥当性

(3) 審査結果

審査結果は、全参加者に対して令和5年6月中旬頃に文書にて通知する。なお、審査結果に対する問い合わせには応じない。

審査結果に対する不服申立ては受け付けない。

(4) 提出書類の取扱い

企画提案書の提出は1者につき1案とし、提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差換え及び追加、削除は認めない。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 事務局にてプレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が見積上限額を超過した場合

キ その他不正行為があった場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、協議会が必要と認める場合には、協議は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15. 問合せ先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市地域公共交通会議事務局（野洲市市民部協働推進課内）

電話 077-587-6043（直通）

FAX 077-587-4033

E-mail kyodosuishin@city.yasu.lg.jp